

(整理番号 410)

大阪地方最低賃金審議会

令和4年度第6回大阪府最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日 時 令和4年8月4日(水)
午前9時05分から午後2時10分
- 2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B
- 3 出席者
公益を代表する委員 3名
労働者を代表する委員 3名
使用者を代表する委員 3名
- 4 議 事
大阪府最低賃金の改正決定について
- 5 議事要旨
 - (1) 労働者を代表する委員から、改めて前回提示の32円の引き上げが示され、使用者を代表する委員からは、30円の引上げ額の提示があった。
 - (2) その後、公・労、公・使の個別協議を重ねたがまとまらず、労使双方の意向で公益委員に一任し、合意することとなった。
 - (3) 公益委員から、改定時間額1,023円(31円引き上げ)、令和4年10月1日法定発効の見解が示され、労使双方委員全員の賛同があった。
 - (4) その後、附帯事項についての協議、確認がなされ、答申文が作成された。
 - (5) 以上、時間額1,023円、発効日は法定発効の令和4年10月1日とする旨全会一致で議決され、大阪労働局長に対して答申が行われた。
 - (6) なお、協議中の答申文案を部会前日に委員へ送付した件について、使用者側委員から説明を求める意見があり、事務局が対応した。